

2007年1月4日から

法令
改正

に伴い

10万円を超える 現金のお振込みには、 本人確認が必要になります。



ATMでは

10万円を超える現金のお振込み
はできなくなります。

キャッシュカードによる口座から
のお振込みは、従来通りご利用
いただけます注。



窓口では

◎10万円を超える現金のお振込み
には、本人確認書類(運転免許証、
健康保険証など)の提示が必要
になります。

※マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与防止のための国際的な要請により、本人確認手続きに関する法令が改正されたことに伴う変更です。ご協力をお願いいたします。※10万円以下のお振込みをされる場合は、ATM、窓口ともに従来通りご利用いただけます。
(注)口座開設時に本人確認手続きがお済みでない場合、お振込みできないことがあります。くわしくは、各お取引銀行へお問い合わせください。

金融庁

全国銀行協会

<http://www.zenginkyo.or.jp>